

交通事故の撲滅に向けて

— 事故に遭わない、起こさない対策 —

これから、圧雪や凍結路面などの冬道の事故が多発する時期を迎え、峠を通る場合は、特に道路状況の確認が必要です。運転手の皆さんはおそらく一度は冬道でスリップし、ヒヤッとした経験があるのではないのでしょうか。夏の間はその恐怖の気持ちを忘れ、雪の降り始めに事故を起す人が多くなるそうです。初冬期における事故防止のための次のことに注意しましょう。

ドライバーの皆さんへ

○タイヤ交換は？

早めに冬用タイヤへ取り替えて、突然の降雪など路面の変化に対応できるように準備しておきましょう。

○速度を控えて路面状況をよく確認しましょう

雪が降っていなくても、気



温の低下により路面が凍結している場合がありますので、スピードを落とし路面状況を確認しながら運転しましょう。

特に日陰になっていたり場所や橋の上、トンネルの出入口付近などは凍結している場合があるので気をつけましょう。

○冬道での“急”がつく動作は厳禁です

凍結路面では、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急のつく動作はスリップの原因となります。

○車間距離を十分に

冬道での車間距離は、夏の場合の3倍は取るように心がけ、追突事故などを防ぎましょう。



○飲酒運転は危険です

わずかな飲酒でも、反応時間が延びたり、見落としやすくなるほか、視野が狭くなるなど安全上大きな障害をもたらすことが検証されています。

飲酒運転や飲酒事故で処分を受けたドライバーの意識調査結果によると、「自分は酔っていない」と思っていた運転手が4割を占めていたそうです。

また、酒酔いよりも軽度の飲酒(酒気帯び)による事故件数が多く、飲酒運転事故の方が飲酒なしの事故より致死率が高いというデータもあります。



ご存知ですか？ 自動車事故対策機構

自動車事故対策機構は、人と車の共存を理念として、安全な自動車の普及・促進を図る独立行政法人です。自動車事故の発生防止及びその被害者への援護のために、次の業務を行っております。

【防ぐ】自動車事故の発生防止のために

- 運行管理者等の指導講習を行うことにより安全の確保に必要な管理手法の習得。
- 運転者の適性診断を実施することにより運転の特性を診断し安全運転に役立つ細かなアドバイスを行っています。

【支える】自動車事故による被害者の方の援護のために

- 介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護。
- 育成資金の無利子貸付や友の会の運営・家庭相談による交通遺児等への援護を行っています。



自動車事故による被害者に対して次の貸付けをしています。詳細は自動車事故対策機構札幌主管支所(☎ 011-551-2154)までお問合せください。

1. 交通遺児等貸付：自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様に対する貸付けです。
2. 不履行判決等貸付：自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付けです。
3. 保険金等立替貸付：自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険(共済)金の請求ができる方で、後遺障害についての保険(共済)金の支払いがなされるまでの間に対する貸付けです。
4. 保険金立替貸付：ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付けです。